

H O L O C A U S T

# 独ソ戦と ホロコースト

永岑三千輝

ホロコーストを  
生みだしたのは  
普通のドイツ人  
なのか

ゴールドハーゲンの  
論説に対し、  
第三帝国文書を  
詳細に検討しながら  
反証する

日本経済評論社  
定価（本体5900円+税）

序 章 問題の視角と限定  
——ホロコーストをいかにとらえるべきか

第1章 独ソ戦勃発期のドイツと占領地

はじめに——ホロコーストの推進主体 15

一 戰時下監察機構と治安秩序 16

二 占領地の治安確立と現地の政治勢力 36

三 現地の民族主義諸潮流とユダヤ人排除・ゲットー化 40

おわりに——一九四一年夏、独ソ戦勃発直後「麻痺」の構造とホロコースト 67

第2章 独ソ戦の現場とホロコーストの展開

はじめに 77

一 国防軍のソ連における行動指針とユダヤ人の位置づけ 79

二 独ソ戦の現場 一九四一年七月—八月 87

三 バルバロッサ作戦の挫折とヒトラー指令 92

四 セルビアのパルチザン戦争と男子ユダヤ人射殺 101

おわりに 112

第3章 東方占領地の拡大、高まる抵抗と「冬の危機」

はじめに 129

一 「平穏」なライヒとソ連以外の占領地 130

——一九四一年八—九月の「國家警察重要事件」通報が示す治安状況

二 ソ連地域占領の拡大と危機要因の堆積 151

三 八—九月の「事件通報・ソ連」の小す治安状況 151

四 終わりのはじまりとしての「冬の危機」 162

おわりに——「冬の危機」脱出・現地民衆統合策としての再私有化政策とホロコースト 187

第4章 総力戦への転換とヒムラー命令の諸相

はじめに 211

一 「冬の危機」・新たな攻勢準備とライヒおよびソ連以外の占領地の治安情勢 212

二 新たな大攻勢の準備と農民大衆の統合政策 245

三 ヒムラー命令に現れた危機の諸相と攻勢的対応 271

——ドイツ民族主義と戦況悪化による「麻痺」の段階的高進

——スター・リングラード敗北後の総督府の全体状況と民衆  
——ワルシャワ・ゲットー蜂起の政治経済史

はじめに 303

一 軍事的敗退と総督府の「政治指導の喪失」 303

二 総督府の食糧貢献と致命的食糧状態 314

三 総督府の非ドイツ人労働力の投入課題と労働予備軍の涸渴

四 ドイツ民族強化政策の課題と総督府統合課題のせめぎ合い

五 総督府の隠蔽された食糧供給源・治安維持要因の涸渴と「平穏」の構造

第6章  
おわりに 355

「七月二〇日」事件前夜とドイツ人民衆の動向

—大戦末期ドイツ民衆の「麻痺」の構造

はじめに

371

一 総体的戦争努力の最終局面

374

二 国内予備軍の崩壊徵候と民衆の生活環境

382

三 ヒ首伝説的状況の萌芽

384

四 後方地域民衆の精神的解体現象と前線兵士

388

五 東部前線の崩壊とドイツ人民衆のロシア人への驚嘆

389

六 敗残兵の大量帰還と東部ドイツ民衆の逃亡の開始

391

七 「確信に満ちた」民衆の極小化と即時戦争終結の期待の全力阻止

393

八 崩壊状況にたいする親衛隊中枢の意識と状況把握

398

394

第7章 疎開、逃避行、追放による難民化と「普通のドイツ人」

—戦争終末期「死の行進」前後の東部地域の民衆

はじめに

415

一 オストプロイセンからの疎開・逃避行、そしてポツダム協定による追放

418

二 ヴエストプロイセンからの疎開と逃亡、そして追放

431

三 ヴアルテラントからの疎開と逃亡、そして追放

433

411

第8章

総括——ホロコースト研究の今日的意味は何か

一 歴史的パースペクティヴ——二〇世紀世界の総括の視点

469

二 「麻痺」からの解放——敗退過程と非ナチ化・脱ナチ化

467

三 ゲローバル化の基礎にある地域統合の拡大——逆流に抗しつつ展開する民主的統合原理

461

411

あとがき

参考文献

索引

477

472

461

序章

問題の視角と限定

—ホロコーストをいかにとらえるべきか—

ワルシャワ・ゲットーの道端で



出所：Eugenja Szajn-Lewin, Aufzeichnungen aus dem Warschauer Ghetto Juli  
1942 bis April 1943, Leipzig 1994, S. 129.

多くの人はヒトラー、ドイツ第三帝国と聞けば、ユダヤ人迫害、ユダヤ人大量虐殺（ホロコースト）を思い浮かべる。だが、かなり知的水準の高い人でもそこから次に出てくるのは、「なぜユダヤ人がそんなにも憎まれたのだろう」という直接的な問いである。ユダヤ人が迫害され、ついには大量に虐殺されるにいたった歴史的背景や理由は多くの人にとっては未知の分野であり、理解不可能な領域である。かなり歴史知識の豊富な人でも、ユダヤ人がどこで大量に虐殺されたか、どの地域のユダヤ人が最も多く殺されたかといったことについては不分明である。人によつてはヒトラーがドイツ・ユダヤ人を虐殺しただけと思っている。実際にはポーランドと当時のソ連地域のユダヤ人が最大の被害者だった。それはなぜか。ホロコーストの事実は知つている。しかしそれは外面向的であつたり、多くは表面的な事実にとどまっている。ホロコーストの発生する内在的諸理由についてより深く知つている人はまだ少ない。とりわけ、ホロコーストが始まる独ソ戦期に関しては、少なくともわが国ではまったくの未開拓状態といつてもいい研究状況にある。実証研究はきわめて少ない。その未開の部分に一鋤入れてみようというのが本書の第一の目的である。

その問題を解くひとつの鍵は、第一次大戦とワイマール体制、世界大恐慌を経験したドイツ民衆の意識である。民衆の意識と国家政策の相互関係を探求することがホロコースト理解にとつても鍵になる。その点を端緒的にでも明らかにしたい。それが第二の目的である。第二次世界大戦末期のドイツ民衆は、一種の「麻痺状態」にあつたといわれている。<sup>(1)</sup> それは、第一次世界大戦が一八年一一月、キール軍港における水兵の反乱を契機として全国に広まつたレーテ運動と革命によつて終結したことに対比するとき、第二次大戦とナチ体制の歴史的特質を一言で象徴するものとして、きわめて示唆に富んだキーワードである。かつて反乱の火蓋を切つた水兵は、第二次大戦の末期、いかなる精神的政治的状況にあつたのか。軍関係に限つてみれば、第一次世界大戦のときと異なつてヒトラー暗殺を通じて国家体制の転覆と戦争終結をはかるうとしたのは、四四年の「七月二〇日事件」のエリート軍人たちであった。それでは一般の兵士たちはいかなる意識でこれをみていたのか。一八年の一月革命が水兵の反乱を契機として勃発したとして

も、その背後で、あるいはその過程で、多様な潮流を内包する自覺的組織党派としての社会民主党が平和革命推進の核となつた。とすれば第二次世界大戦の終末期のドイツにおいて、そのような民衆的大衆的反戦平和の組織的核となり、権力を掌握すべき諸潮流はどうなつっていたのか。第二次世界大戦末期ドイツ人民衆の「麻痺状態」の内的構造は

4

いつたいどうなつっていたのか。民衆はどのような精神に取り込まれていたのか。その解説は、敗戦から連合国占領下への民衆意識の変遷、第二次世界大戦以後の歴史、統一ドイツの現在に至るまでの戦後史を内在的に考えていく場合にも不可欠の前提となる。<sup>(2)</sup> 本書ではホロコーストとその背後にあつた意識状況を解説することに意を絞りながら、戦時下のドイツの民衆意識を探つてみたい。

これまでの実証研究と方法の模索の結果として、本書で採つてある方法的基準を明示しておこう。本書はホロコースト（たんなる迫害ではなく抹殺政策・絶滅政策）が独ソ戦とその長期化のなかで、ドイツが世界大戦化の泥沼にめりこみ敗退する過程で政治的・經濟的・社会的・民族的・宗教的諸条件がダイナミックにもつれ合い絡み合うことによって第三帝国の権力中枢が選びとり、展開するという方法的見地に立つてある。その方法的基準を導きの糸しながら、ホロコーストのプロセスとメカニズムを実証的に明らかにし、そのなかで民衆と権力の意識の推移を探り、第三帝国の権力のあり方を解きほぐしてみたいということである。解説したいのはホロコーストの力学構造である。より限定的にいえば、それを精密に解明する端緒を切り開きたい。そのために、わが国でまだまつたく利用されていない第三帝國秘密文書（帝国保安本部の「事件通報・ソ連」、「國家警察重要事件通報」、「ヒムラー個人參謀部文書」をはじめドイツ連邦文書館所蔵の最高国家機密文書）を活用したい。

本書はこれまで発表してきた論文に大幅な添削（といつても主として削除・簡略化）の手を入れたものである。<sup>(3)</sup> 前著「ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1939-1945」（同文館、一九九四年）以来、私の方法的態度と基本的論旨は変わっていない。実証の基礎的部分は前著脱稿後、九二年三月末一九月末の半年間コブレンツの連邦文書館での作

業で準備した 文書館所蔵の膨大な一次史料と格闘し、あまりの膨大さと悲惨の連鎖に悲鳴を上げながら、これはと思つて一次史料を選びとり、読み込み、文書館マイクロリーダー室に持ち込んだパソコンでノート・ファイルを増やしていく。この史料集めと原稿執筆の段階には、ソ連東欧の解体によって利用可能になつた文書館史料を調査して続々と刊行されはじめた新しい研究はまだ存在しなかつた。本書における欧米の最近の研究の活用はきわめて限定されたものとならざるを得なかつた。本書にとりえがあるとすれば、ドイツなどの学位論文執筆者が地域的に細部に立ち入つて精密をきわめているのに対し、視野を広いドイツ占領地域においていること、戦争末期までを射程に入れていることであろうか。それがホロコースト理解において一定の利点となるのではないかと期待している。

本書がホロコーストとの関係で問題にしている民衆の意識に関しては、ゴーリードハーゲンがセンセーショナルな問題作を九六年に発表した。本書の基礎になつた拙稿をすべて発表した後だつた。彼は、「普通のドイツ人」の中に蓄積された比類のないユダヤ人憎悪、排除的絶滅的なユダヤ人憎悪なるテーマで、ホロコーストを説明しようとした。<sup>(4)</sup> しかし、普通のドイツ人はホロコーストが進展している当時、本当にユダヤ人憎悪に燃えていたのか。ホロコーストと戦争末期の強制収容所囚人の「死の行進」は「普通のドイツ人」の特殊に強烈なユダヤ人憎悪で説明できるのか。そもそもホロコーストや「死の行進」の主体的推進者は誰か。それを「普通のドイツ人」と同一視していいのか。ヒルバーゲのように「犯人、犠牲者、傍観者」といった人間類型の対立的構造とそのダイナミズムを見るべきではないか。個人個人の責任を問うにしても、責任の軽重と「犯人」群のピラミッド的構造、そこにおける諸個人の位置関係を具体的に把握するべきではないか。「普通のドイツ人」がホロコーストにまったく責任がないなどとはいえないにしても、「普通のドイツ人」の責任は、ヒトラーその他の国家・党的指導部と同じと評価していいのか。よき父親、普通の市民としてのドイツ人警察予備部隊がユダヤ人射殺の担い手であつたとして、その彼らを広く解釈し一般化して、「普通のドイツ人」と同一視していいのか。警察予備部隊の隊員の「自發性」なるものはブラウニングの研究が

示しているところからも明らかかなように吟味が必要ではないか。ゴーリードハーゲンの論理を突き詰めれば、ドイツ人

6

民衆こそホロコーストの最大の責任者ということになる。ゴーリードハーゲンは八〇年代以来、今日にいたるまで論争が続いているホロコースト論争に挑戦的な一石を投じた。それはヒトラー中心主義を否定する議論を逆の極端にまで押し進めたと言える。状況と場の力学と関係者の主体的論理の重層性を無視した超意識主義のゴーリードハーゲン説は当然にも世界の歴史学界から「ぞつて批判された。<sup>(6)</sup> 本書もまた、その批判の見地に立つ。ホロコーストを必然化させ

る状況と場と推進主体の意識構造は第三帝国のヨーロッパ占領政策、戦争政策全体を見る方法的態度に立つとき、初めて内在的に理解されるというのが本書の立場である。<sup>(7)</sup> そして、この見地は、「戦争の経緯とユダヤ人絶滅の相互作用」に関する最近の論争において説得力を増してくると思われる。

もちろんナチ体制のヨーロッパ占領政策を全体として実証的に解明することはたくさんの歴史家の長期にわたる共同作業によってのみ可能である。<sup>(8)</sup> この巨大な課題に対し、さしあたり本書でなしうるのは方法的態度を明確にしながら、いくつかの問題を解きほぐすことでしかありえない。<sup>(9)</sup> ドイツ第三帝国のユダヤ人迫害・絶滅政策の歴史理解に欠落している点、すなわち独ソ戦とホロコーストの決定的に重要な内的連関を実証的に明らかにし、未解明の問題点・論争点に「冬の危機」説の立場から、一石を投じようとするにすぎない。以下では、第三帝国の占領政策とホロコーストの関係を解きほぐすごく限られた問題に的を絞って実証を試みる。それが、今後の第三帝国の歴史像を豊かにしていくひとつのたたき台ともなるならば望外の喜びである。それを通じて、現在の民族紛争や民族浄化に対処するための学問的な歴史的判断材料、比較の素材を提供できればと思つ。

## 注

- (1) 拙稿「ドイツにおける戦後改革—その主体的原因を見てがかりに―」[土地制度史学] 第二三五号、一九九二年を参考されたい。
- (2) 廣田功・永空千輝「ヨーロッパの戦後改革」社会経済史学会編「社会経済史学の課題と展望—社会経済史学会創立六〇周年記念」有斐閣、一九九一年。戦争末期から戦後にかけてのドイツ社会の「革命的」変化に関しては、拙稿「ドイツ戦後再建の人間的社会的基礎」廣田功・森建資編「戦後再建期ヨーロッパの経済—復興から統合へ」日本経済評論社、一九九七年を参照されたい。

(3) 念のため本書に直接関係する拙稿の初出タイトル、発表年を列挙すれば次のとおりである。「ゲシュタポ報告にみる国家敵対的事件の諸相—一九四一年夏—」[経済季報(立正大学)] 第四三巻第一号、一九九三年九月、「独ソ戦勃発初期ライヒと占領地の「平穏」と「不穏」の重層構造<sup>(10)</sup>」同、第四三巻第二号、第三号、一九九三年一〇月、「冬の危機」総力戦への転換と占領地の治安秩序<sup>(11)</sup> 同、第四三巻第四号、第四四巻第一号、一九九三年一一月、一九九四年九月、「スターリングラード敗北と総督府の全体状況」同、第四四巻第二号、一九九四年一一月、「[七月]一〇日」事件前夜のドイツ人民衆の動向—民衆の「麻痺」の構造の理解のために<sup>(12)</sup> 同、第四四巻第三・四合併号、一九九五年三月、「疎開と逃避行、追放による難民化—敗戦前後の東部地域のドイツ人民衆」<sup>(13)</sup> 同、第四五巻第一号、一九九五年九月、「独ソ戦の現場とホロコーストの展開」[横浜市立大学論叢] 第五〇巻、社会科学系列、第2・3合併号、一九九九年(実際には)一〇〇〇年三月)。

- (4) Daniel Jonah Goldhagen, *Hilter's Willing Executioners: ordinary Germans and the Holocaust*, New York 1996. 世界的なゴーリードハーゲン論争については、大石紀一郎「コールドハーゲン論争と現代ドイツの政治文化」[ニイツ研究] 二四、一九九七年、佐藤健生「ホロコーストと『普通の』ドイツ人」[思想] 八七七、一九九七年七月、西川正雄「普通の人びとの戦争責任—[ゴーリードハーゲン論争]に寄せて」同「現代史の読みかた」平凡社、一九九七年。最も痛烈な批判は、Norman G. Finkelstein/Ruth Bettina Birn, *A Nation on Trial: The Goldhagen Thesis and Historical Truth*, New York 1998. 歴史学的には問題の多すぎるコールドハーゲンの書物(そのドイツ語訳)がなぜドイツで大量に売れたのか。コールドハーゲンにたいするドイツの肯定的世論、政治的評価は、東ドイツの崩壊と統一後のドイツの政治文化のどのような問題性と関連しているのか。彼の本がドイツの民主主義質を受けた背景は何か。このような問題を考えるには次の研究が重要である。Wolfgang Wippermann, *Wessen Schuld? Von Historikerstreit zur Goldhagen-Kontroverse*, Berlin 1997. [チャオルフ・ガング・ヴィツバーマン著増谷英樹他訳「ニイツ戦争責任論争—ニイツ「再」統一とナチズムの「過去」—】未来社、一九九九年]。

(14) Raul Hilberg, *Täter, Opfer, Zuschauer. Die Vernichtung der Juden 1933-1945*, 4. Aufl. Frankfurt 1992.

シグ著谷齋夫証【普通の人びと—ホロコーストと第一〇一警察予備大隊】筑摩書房、一九九七年】「コールドハーゲンの主要な資料は戦後裁判の尋問調書であり、それは犯罪追及を目的とするものであつて過去の歴史を解明することを目指したものではない。彼が依拠した史料の視野の狭さを克服するのは同時代の膨大な文書であるが、「比較的わざかしか」利用していい。史料的根拠の薄弱さがナーザの単純性・表面的明快性の基礎にある。Ruth Bettina Birn/Volker Rieß, "Nachgelesen. Goldhagen und seine Quellen", in: *Geschichtswissenschaft und Öffentlichkeit. Der Streit um Daniel J. Goldhagen*, hrsg. v. Johannes Heil/Rainer Erb, Frankfurt a. M. 1998, 38ff.

(7) 一九九〇年のドイツ再統一により、ドイツの中に「大国」意識の潮流が勢力を増し、ナチズムの過去を過去としてしまおへとする新しい歴史意識が力を得ている。本書は、そのような意識を民衆レヴェルから問い合わせ直す問題提起としてのコールドハーゲンの仕事の意義を否定しようとするものではない。極端な一面化を問題にするのである。ヴィップバーマン（一九九九）を参照。

(8) ヒトラーの全般的なユダヤ人絶滅命令を四一年八月十五日の大西洋憲章発表に対する対抗措置として出されたものとする最新のイエルザック説にたいし、これを批判したアーノルトの立場をこれまでの研究とそれを引き継ぐ本書の実証からして、説得的大となる。Tobias Jersak, "Die Interaktion von Kriegsverlauf und Judenvernichtung. Ein Blick auf Hitlers Strategie im Spätsommer 1941", *Historische Zeitschrift*, 268 (1999), S.311-374; Klaus Jochen Arnold, "Hitlers Wandel im August 1941: ein Kommentar zu den Thesen Tobias Jersaks", *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 48 (2000), S.239-250.

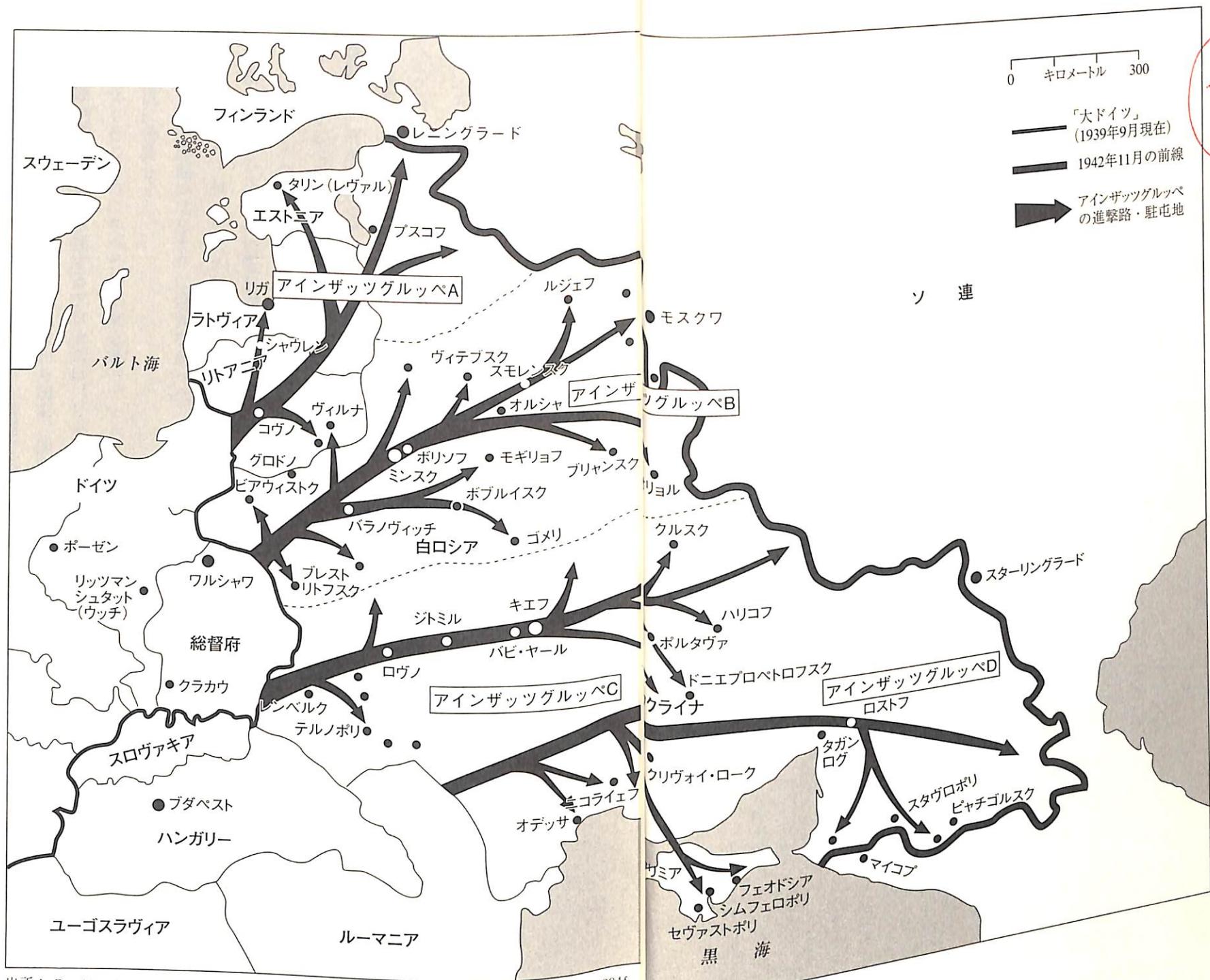
(9) 筆者がこれまでに行つてきた占領期に関する実証はきわめてわずかの問題に関してだけである。すなわち、巨大化学企業イ・ゲ・ファルベンを対象にビッグビジネスの権力政治・戦争政策とインターレストボリシーの相互連関を解明する一連の実証研究を軸にしながら、ポーランド侵略からフランス占領までの占領政策についていくつかの論考をまとめたにすぎない。「第三帝国における国家と経済—化学工業独占体イ・ゲ・ファルベン社とオーストリア併合—」「政治と思想—村瀬興雄先生古稀記念西洋史研究論叢」立正大学文学部西洋史研究室、一九八三年、「第三帝国のポーランド占領政策とイ・ゲ・ファルベン」「経済季報（立正大学）第三五卷第一号、一九八七年、「第三帝国チエコスロvakia共和国解体トイ・ゲ・ファルベン」廣田功・奥田央・大沢真理編「転換期における国家・資本・労働」東京大学出版会、一九八八年、「第三帝国のフランス占領とドイツ経済界」井上茂子・木畑和子・芝健介・水野三千輝・矢野久「1939 ドイツ第三帝国と第二次世界大戦」同文館、一九八九年、「ドイツ第三帝国のオランダ・ベルギー占領とその軍事経済的利用」「経済季報」第四〇巻第四号、一九九二年、「ドイツ第三帝国の占領政策と民衆意識の変遷 オランダ・ベルギー・ルクセンブルクを中心に」同第四・巻第一号、一九九一年。

(10)

社会科学とヴァーバー体験】筑摩書房、一九九九年。総力戦と現代化をめぐる論争点についていえば、総力戦期の国民統合のあり方と平時（冷戦期と冷戦解体後）の国民統合のあり方の民間生活における実質的で本質的な差異を問題にしない点で連続説は一面的であると思われる。ホロコースト、ユダヤ人大量虐殺は第三帝国のドイツと占領地の民衆統合のひとつ重要な武器であった。本書で示したような戦時期の帝国「国民国家」が繰り広げる占領政策、民族主義的差別政策、人種主義政策の実態と規模、マイノリティ迫害の論理と現実は、戦前と戦後の国民統合の「連續性」なるものを批判的に考える素材を提供するものと思われる。

(11) 本書は、ホロコースト政策の決定メカニズムをめぐる「意図主義派」対「機能主義派」の単純化された一方に組するものではない。意図と機能のダイナミックな相互連関を明らかにしようとする立場である。と同時に、ポーランドと西欧のユダヤ人の抹殺への転換点を四一年秋以降の「冬の危機」に求めようとする立場である。詳しくは、拙稿「ヒトラー「絶滅命令」とホロコースト」「土地制度史学」（第一六六号、二〇〇〇年一月）を参照されたい。この拙稿を含め、ヒトラーの「絶滅命令」をめぐる論争に関する数本の批判的実証研究論文は、別に「ホロコーストの力学」としてまとめる予定である。最新のゲルラッハの研究は、三九年から四五年のドイツの絶滅政策を「さまざまのファクターの集合作用」「イデオロギー的要因と物質的要因の融合」においてみようとしている。この点で本書と方法的に共通している。いかなる犠牲を払つても戦争に勝利しよう、ナチズムの最高の目標を達成しようという第三帝国最高指導部のスタンスからすれば、イデオロギー的要因と物質的要因は普通に思われるより、相互間の「矛盾はまれであり些細なこと」である。東方地域占領政策の計画と準備、実際の占領政策と絶滅政策の間に有る関連性に注目する方法的見地は、前著と本書での私の基本的立場と同じである。Christian Gerlach, *Krieg, Ernährung, Völkermord. Forschungen zur deutschen Vernichtungspolitik im Zweiten Weltkrieg*, Hamburg 1998, S.8f., u. 11. 違いをあえて強調すれば、私が戦局とそれを左右する基本的因素としての民衆統合を軸に置くにたいし、ゲルラッハが食料問題を重視する点にある。





出所: *Enzyklopädie des Holocaust*, hrsg. v. E. Jäckel/P. Longerich/J. H. Schoeps, Berlin 1993, S. 394f.

### はじめに——ホロコーストの推進主体——

ゲシュタポ（秘密國家警察）は第三帝国の代名詞といつていいくらい有名である。<sup>(1)</sup> その本質は何か。いうまでもなく、ゲシュタポは普通の国家における政治警察と共通の役割を果たす。すなわち、それは国家の安全を守り、国家体制の保安を達成するための警察機構の一つであり、さまざまな国家形態において存在する治安警察である。それは、交通警察、刑事警察など通常の市民生活の日常的秩序を維持する警察機構とならぶ機構である。通常の警察と違うところは、守るべき対象が国家・国家体制・国家機構の担い手、したがって現存政治体制・秩序であるという点である。ヒトラー、ナチ党が政権の座についたとき、彼らが手にした警察機構は、ワイマール体制下の警察機構であった。政権を掌握することは、この警察機構もまた、みずから政治目的、みずから体質にあわせて作り替え、編成し直すことでもあった。ゲーリングがドイツ最大の邦プロイセンのゲシュタポを支配下におくことは、決定的な転換点ではあるが、その再編のはじまりに過ぎなかつた。ヒトラー・ナチス支配が秘密政治警察ゲシュタポをその主義にしたがつて独自に発展させた。

ヒトラーそのものにもつとも忠誠を誓い、ヒトラーの思想構造（ドイツ民族至上主義と人種主義）の精髄を体現する親衛隊が警察機構を掌握するプロセスは、ヒトラーとナチ党の基本目標が実現していく過程であつた。それは、國家警察、治安警察の一般的任務、すなわち国家、国家体制の安全の確保とヒトラーおよび彼に体現される国家目標を実現することだが、ぴたりと一致していく過程であつた。そのような治安警察機構として、ライヒ保安本部がボーランド侵攻開始と時を同じくして成立したことは、けつして偶然のことではないのである。

一般の国家にも政治警察・治安警察は存在する。それとの対比で言えば、ライヒ保安本部は第三帝国の本質が世界

に歴然とした段階、つまりボーランド侵攻をもつて始まる武力的世界再編の段階の治安機構である。その課題と目的

16

意識は、戦争遂行・戦争勝利のための治安秩序の維持・確立である。戦争遂行という状況によつて特別に規定された治安機構である。東方に領土を拡大し、世界強国を樹立するというナチス・ドイツの基本目標の実現のための一手段であり、その治安機構である。ゲシュタポは、このような意味での第三帝国治安機構としてのライヒ保安本部、その第IV局に編成された。それはライヒ全土の治安関連情報を収集する保安部（第III局）とならぶ、機構の中核組織であった。第III局が情報収集を任務とするのにたいして、この第IV局は対敵闘争を任務とした。その手足となるゲシュタポは執行機関であり、執行部隊であった。それは、武力をもつて国家（ヒトラー・ナチ党指導部）と国家政策（戦争政策遂行）に敵対する人間・組織を摘発・逮捕・鎮圧する組織であった。情報収集と執行の有機的連結は、治安警察・保安部長官ハイドリヒの肩書きに示される両職務の個人的結合とライヒ保安本部の樹立で、その枠組みを完成させた。

## 一 戰時下警察機構と治安秩序

### 1 ライヒ保安本部の編成と任務

ライヒ保安本部が、どのような人間と組織を摘発、逮捕したか、どのような動きに神経をとがらせていたか、どのような傾向の増大に直面していたか、その具体的な叙述に入る前に、ライヒ保安本部の全組織編成を概観しておくことが必要であろう。<sup>(3)</sup>

第I局は治安警察・保安部の人事、訓練、組織である。第II局は予算と経済であり、そのB課が没収財産、囚人・

捕虜制度などを取り扱う。C課は技術問題を管轄し、無線通信・写真・映画、テレックス・電話、自動車、武器、補給などを担当する係に分かれている。

第III局が国内情報部として、「ドイツ人生活領域」の情報収集機関である。その下部組織A、B、C、Dの任務を列举すればつぎのようである。

A 法律的秩序とライヒ建設の諸問題、A 1 生活領域の活動の一般的諸問題、A 2 法律生活、A 3 憲法体制と行政、A 4 一般の国民生活、A 5 一般的な警察の法律問題、警察基本法、警察的性質の特別法。

B 民族問題、B 1 民族強化活動、B 2 少数民族、B 3 人種・民族の健康、B 4 国籍と市民権取得、B 5 諸占領地域。

C 文化、C 1 科学、C 2 教育と宗教生活、C 3 民族文化と芸術、C 4 新聞、著作物、ラジオ。

D 経済、D a 原稿審査（経済新聞と経済文献）、D b 植民地経済、D ヴェスト 占領西部地域、D オスト 占領東部地域、D 1 食糧経済、D 2 商業、手工業、および交通、D 3 金融経済、通貨通過、銀行と取引所、保険、D 4 工業・エネルギー経済、D 5 労働・社会制度となつてゐる。情報収集の対象は国民生活全般にわたり、また内国情報部として発足したが占領地拡大にともない占領地域にまで情報収集範囲を拡大していることがわかる。

第IV局がゲシュタポであり、「敵の調査と対敵闘争」がその任務である。

A 敵、サボタージュと防御活動、A 1 コミュニズム、マルクス主義、および付属諸組織、戦時不法行為、非合法宣伝、敵宣伝、A 2 サボタージュ防衛とサボタージュとの闘争、政治的偽造体制、A 3 反動、反対派、正統主義、自由主義、陰謀事件、A 4 防御活動、暗殺通報、監視。

B 政治的な教会、宗派とユダヤ人、B 1 政治的カトリシズム、B 2 政治的プロテスタント主義、その宗派、B 3 その他の教会、フリーメーソン、B 4 ユダヤ人業務、立ち退き業務、民族と国家の敵の財産の没収、ドイツ国籍の

C 個人調査カード、個人資料管理、保護検束、新聞と政党、C 1 主要カードの解析評価、個人資料管理、外国人監視情報提供、C 2 保護検束業務、C 3 新聞・文献関連業務、C 4 国民社会主義ドイツ労働者党（ナチ党）NSD A P と分岐諸組織関連業務。

D 大ドイツ勢力圏、D 外国人労働者、D 1 プロテクトラート・ベーメン・メーレン、ライヒ内のチエコ人、スロヴァキア、クロアチアとその他のユーゴスラヴィア、ギリシャ、D 2 総督府、ライヒ内のポーランド人、D 3 信託機関、国家敵対的外国人、亡命者、D 4 フランス、ベルギー、オランダ、ノルウェー、デンマーク、D 5 占領東部地域。

E 防諜、E 1 一般防諜業務、大逆罪・利敵行為事件の鑑定、E 2 スパイと経済におけるサボタージュの防衛、E 3-6 西部、北部、東部および南部の防諜。

F 旅券制度と外国人警察、F 1 国境警察、F 2 旅券制度、F 3 証明書制度と身分証明書、F 4 外国人警察、F 5 中央ビザ発行所となつていて、ゲシュタポの活動範囲も第三帝国の占領拡大にともない、前線領地に拡大していることがわかる。

第V局は刑事警察であり、「犯罪との闘争」を任務とする。A 犯罪対策と予防、A 1 法律問題、国際的協働と犯罪研究、A 2 予防、A 3 婦人刑事警察、A 4 警察通報制度と登録制度。B 出動（ライヒ刑事警察局のライヒ中央と一緒に）、B 1 重罪<sup>(4)</sup>、B 2 詐欺、B 3 風俗犯。C 捜索、警察犬制度、情報提供、C 1 捜索本部、C 2 捜索手段、C 3 警察犬制度、刑事警察的個人資料。D 刑事犯罪技術研究所、D 1 痕跡と人物の特定、D 2 科学的生物学的諸調査、D 3 文書調査、D 4 工作場となつていて、最後の刑事犯罪研究所こそは、後述のようにガス自動車（箱型密閉荷台をとりつけ、床に排気ガス管を連結した移動ガス室）開発の担い手であった。

第VI局は、「外国情報収集」局である。A 外国情報収集組織、B 西部ヨーロッパの情報収集、そのうち、B 1 イタリア、ヴァティカン、B 2 フランス、ベルギー、オランダ、B 3 スイス、B 4 スペイン、ポルトガル。C ロシア＝日本勢力圏の情報収集、C 2 特別コマンド・ツエッペリン（ソ連におけるソヴィエト・ロシア人秘密情報員の投入）。D 北・南アメリカ、イングランドおよびスカンディナヴィアの情報収集。E 中部ヨーロッパの情報収集、そのうち、E 1 アルバニア、ルーマニア、E 2 ハンガリー、スロヴァキア、E 3 クロアチア、E 4 ブルガリア、E 5 ギリシャ。F 外国情報収集の技術的補助手段。G 科学的方法的研究活動。S 特別委任（敵前線の背後でのサボタージュ行動と出動）。W 外国情報収集への経済の組み込み。Kult 外国情報収集への文化界の組み込みとなつている。

第VII局は世界観の研究と解析評価を任務とし、A が資料収集にあたつた。B 解析評価の対象としては、B 1 フリーメーソン、B 2 ユダヤ教・ユダヤ人、B 3 政治的教会、B 4 マルクス主義、B 5 自由主義、B 6 その他の敵（亡命、分離主義、平和主義、反動、その他）。C アルヒーフ、博物館、およびその他の学問的な特別任務となつてゐる。あらゆる潮流の思想分析を行つていたということである。

各局各課の編成はそれ自体としては無味乾燥な機構のシエーマにみえるであろう。しかし、この組織 자체が現実の国家警察的諸事件、治安秩序にかかる諸問題との対決のなかで創出され、編成されただけに、各部局の名称とそれが概括している諸任務とは、實に示唆に富んでいるといわなければならない。その全体系自体をじっくり沈思黙考してみるべき価値があるようと思える。ユダヤ人問題は第三帝国の最大の問題であつたかのとき歴史叙述がしばしばなされる。しかし、ユダヤ人問題の処理、とくにユダヤ人の移送を担当した部局、後に「最終解決」と称するホロコースト（大量虐殺）のために、ドイツ支配下のヨーロッパ全域から大量のユダヤ人を絶滅収容所・強制収容所へ送り込む仕事を担当した中央部局は、ライヒ保安本部の一部局に過ぎなかつたということである。しかも第IV局のいく

つもの課の中のひとつ、B4課であつた。それは何を意味するか。ユダヤ人問題はライヒ保安本部がかかえていたライヒと占領地全域にわたる治安維持という総体的な巨大な課題のなかのたんなる一つの課題にしか過ぎなかつたといふことである。

20

このことの意味、その全体的関連を深く考へないと、何百万人ものユダヤ人が殺されたという事実のみに関心が吸い取られてしまう。第二次世界大戦の全犠牲者は世界で一億人以上ともされる。ユダヤ人の悲惨な体験をそのような世界的規模の悲惨な歴史のなかに適切に位置づけて考へないとき、戦後世界の保守的潮流に支配的な見解、ヒトラー・ヒムラーの言説の表面にとらわれた見解が横行することになる。ナチ体制にとってあたかもユダヤ人問題の解決が独自の決定的な意義をもつていたかの見解、第一次世界大戦の原因と結果の総体としての深刻な問題性ではなくてユダヤ人問題のみが決定的に重要で深刻であるかのようないこみが、まかり通ることになる。そのような転倒した意識・認識こそが、かつてヒトラーの武器の一つとなつたことをそれは忘却するものである。

ユダヤ人問題の位置づけだけではない。ドイツに支配されたヨーロッパ諸国の歴史像においても、一面性が見られる。ドイツで過去の克服の努力の一つとして九三年五月八日にテレビ放映された四七年製作のボーランド映画（ドイツ語字幕）『境界の道』を見る機会があつた。ドイツ敗戦の、つまりは第三帝国の国家としての消滅の四八年記念日である。この映画に印象的なところはたくさんある。歴史の真実を教えるたくさんの場面がある。「真実が勝利する」というのがこの映画の一つのメインの主張でもある。大局的にいえばその主張に異論はない。しかし、「真実が勝利する」ために、いかに多くの人の血が流されたか。その勝利の犠牲の大きさにも心を向けざるを得ない。この映画は、被害者の見地、ボーランドのユダヤ人が被害を受けた生々しい痛みの諸相を明らかにする見地で描かれている。そこでは、ゲシュタポの残酷さ、野蛮さ、これにたいする抵抗への決起が描かれる。だが逆に、上述のように、ゲシュタポの残酷さを規定している国家の性格、ゲシュタポの国家機関における位置づけ、その国家が行つてゐる戦争政

策との関連、戦争が治安警察機関に課す任務・課題との関連、また、戦争全体のなかで四三年がどのような年であったのかはまったく描かれていない。ゲットーの蜂起はなぜ四三年、しかも四月なのか。ユダヤ人がまだゲットーにたくさんいた四二年ではなかつたのはなぜか。蜂起を可能とし、あるいは蜂起を決意させる全体的状況とそのゲットー民衆への反映・結実とはどのようにあつたのか、このようなことは描かれていない。

その内部事情は第5章で詳しく述べるが、簡単に全体状況を抑えておけば、まさにスターリングラードの敗北という戦争全体の転換点、第三帝国ドイツの敗北への転落の明確な画期の直後に発生した事件が映画の素材の基礎にあつた。スターリングラードの敗北はしかし、敗北を規定する無数の諸事件のなかの象徴的な事件に過ぎない。ドイツ劣勢を教えるさまざまの現象が増え、ドイツ統治のほころびも見えてくる。ドイツ占領機構自体が瓦解状況に陥つていく。その全体状況のなかで、スターリングラードのドイツ敗北のニュースがどのような地下水脈でゲットー民衆のなかに入り、どのような衝撃を与え、決起の意志をどのようにして強化したのか、こういったことこそ見ていくべきなのである。ワルシャワ・ゲットー民衆決起の理解は、ゲシュタポの残酷への反抗という側面にウエイトがおかれるだけでは内在的理説に到達しない。だが、ここでも問題は、何が描かれていないかということではない。ゲシュタポの残酷さということしか歴史の教訓として残らないとすれば、それはけつして真の教訓とはならないであろうということである。現代史研究の大家ブローシャトが六〇年代にすでに指摘したように、犠牲者一〇〇万人から一五〇万人といわれるアウシュヴィツ収容所の司令官ヘースでさえも、個人的な残酷さや悪魔のようなサディズム、野蛮な粗暴性、あるいはいわゆる「野獸のような殘忍性」といった特徴づけで見てしまつてならない。<sup>(6)</sup> それは歴史の総体的な結果の外面的理説にしか過ぎず、大量虐殺の眞のメカニズムを理解したことにはならない。ヘースの行動に一貫する熱狂的ドイツ民族主義とその行動の全容をみなければならぬ。

現実の残酷さを明らかにすると同時に、その残酷な行為をした組織と人間の内面が、全体状況と全体の国家機構の

なかでどのようになつてはいたかが明らかにされないならば、問題はゲシュタポの罪にだけ帰されることになる。それ

は戦後ドイツの一つの心地よい保守的雰囲気の意識である。ゲシュタポのやつしたことならば「自分に関係ない」こととして避けて通れるからである。また、他方でゲシュタポの存在しない国・時代においては、同じような問題は発生しないという楽観的な結論にすらなつてしまふ。それでは、歴史的教訓とはならない。政治警察、国家警察は世界の諸国家に共通に存在するものであり、その政治警察がいかなる状況でいかなる潮流の手に握られるか、いかなる目的に奉仕することになるのか、それこそが解明されるべきことである。

その点で特筆すべきは、ヘルベルトの最近の研究『ベスト 一九〇三—一九八九——急進主義、世界觀と理性についての伝記的研究』<sup>(7)</sup>である。ヴエルナー・ベストは、第二次大戦勃発以前ゲシュタポ中央でハイドリヒの代理をつとめた人物である。彼はハイドリヒとの軋轢で四〇年はじめライヒ保安本部を離れ、四〇年夏、フランス軍政長官、四二年秋からは占領下デンマークのドイツ・ライヒ全権として活躍した。彼は第三帝国の歴史では世界的にむしろ無名である。超有名なナチ体制のエリートではない。ヒトラーとその周辺のごく狭いサークルの外にあり、その下のランクの人物である。しかし、彼を含む三〇〇人ほどの教養ある指導者層こそは、ドイツとドイツ占領下の監察機構を掌握していた。彼らこそホロコーストを中核的に推進したライヒ保安本部を実際に動かしていたテクノクラートだった。素質に恵まれ、異常に若く、堅実な——ほとんどが法学部出身の——エリートだった。彼らに特徴的なのは、高い知識的水準と親衛隊の熱狂的イデオロギーとの結合である。高い知的水準と大量虐殺の担い手の結合は、ニュルンベルク裁判の裁判官を当惑させたところであつた。これまでには、このような「テロのテクノクラート」が独自の政治的確信を持っていなかつたと無批判的に解釈され、ライヒ保安本部指導部は体制の指導部、とくにヒトラーの掌中にあるたんなる道具とみなされ、独自の役割は認められてこなかつた。<sup>(8)</sup>しかし、ヘルベルトはこのような通説を覆した。彼の分析の中心にあるカテゴリーは「政治的世代」である。一九〇〇年頃生まれた世代、第一次世界大戦には若すぎて積

極的には参加していない世代、したがつて前線経験が刻み込まれてはいない世代、しかし、少年時代に戦争に巻き込まれ、それ以上に戦争の結果を直接身にしみて体験した世代である。彼ら「政治的世代」のドイツ民族主義こそは問題を解く鍵である。ベストが後にナチ党に向かうには多くの偶然が働くが、右翼急進主義的・ドイツ民族主義的なサークル、グループ、政党との彼の多様な関係の必然的な結果でもあつた。

また、「政治的世代」のエリートは広い層からなつていた。戦後西ドイツの社会構造史の開拓者、テオドール・シーダー（一九〇九—一九四四年）やヴエルナー・コンツェ（一九一〇—一九六六年）などの過去の検証がそれを明らかにした。彼らは第二次大戦後、連邦共和国歴史学のもつとも重要な代表的学者となつた。科学アカデミーのメンバー、歴史家団体議長などとして「最高の尊敬」をかち得、たくさんの歴史家を育てた。<sup>(9)</sup>ところが彼らは若き日、たとえばシーダーはナチス・ドイツの東方征服計画、すなわち「東方全体計画」<sup>(10)</sup>策定にかかわっていた。彼は一九三九年の「ポーランド覚書」で「ポーランド諸都市からのユダヤ人の排除」を要求し、帝国に併合したポーランド西部で「最大規模の民族移送が必要」としていた。コンツェはケーニヒスベルク大学のギュンター・イプセン、ハンス・ロートフェルスのもとで研究し、ユダヤ人だったロートフェルスのアメリカ亡命後はイプセンの助手をつとめた。彼は一九三九年八月、ブカレストで開催予定の国際社会学会議のためポーランド農村過剰人口に関する報告書を書いた。「東中欧のほとんどの地域で農村過剰人口がもつとも深刻な社会的政治的問題のひとつとなつてゐる。ロシアではそれが決定的にボリシェヴィキによる崩壊を可能にした」とした。この「苦境」にたいして「きわめて有効に鎮静的に作用するのが、都市や小さな市場町からのユダヤ人排除<sup>(11)</sup>であり、それによつて農村青年層を商業や手工業に吸収することだ」としていた。ナチ体制とその行動を理解するためには、このようなドイツ社会の若きエリートたちの民族主義、それを鍛え上げた第一次世界大戦とその帰結のあり方、両大戦間の世界の状況をしつかり見据えておかなければならぬ。<sup>(12)</sup>